医療法人恵生会　訪問看護ステーション アルモ

訪問看護重要事項説明書

＜ 令和8年10月１日 現在 ＞

１．指定訪問看護サービスを提供する事業者について

事業者名称	医療法人　恵生会
代表者氏名	澁谷雅子
所在地 （連絡先及び電話番号など）	新潟県新潟市北区島見町4540番地 （電話：025-255-2121、Fax：025-255-3532）
法人設立年月日	1958年5月27日

２．利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

（１） 事業所の名称、所在地等

事業所名称	訪問看護ステーションアルモ
開設日	令和1年8月1日
訪問看護ｽﾃｰｼｮﾝｺｰﾄﾞ	01,9103,1
所在地 （連絡先及び電話番号など）	新潟市東区中島2丁目1番31号　ﾚ･ﾓﾝﾃﾞ新潟2-B （電話：025-278-8860　Fax：025-278-8841）
管理者	村山　礼子
通常の事業の実施地域※	新潟市東区、江南区、秋葉区の一部ほか

※基本的に 20Km 圏内を実施地域としています。

（２）事業の目的及び運営の方針

事業の目的	指定訪問看護の適正な運営を確保するため人員及び管理運営に関する事項を定め、主治医が指定訪問看護の必要性を認めた場合に利用者の心身の特性を踏まえ、生活の質の確保および向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう指定訪問看護を提供することを目的とする。
運営の方針	利用者の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、利用者の心身の機能の維持回復を図り、生活機能の維持または向上を行うものとする。事業の実施に当たっては、関係市町村、関係医療機関、障害福祉サービス事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（3） 基本方針

1．利用者が安心して自分らしく生活するための支援をします。 2．利用者・家族をはじめ、地域やさまざまな社会資源と連携し協働します。 3．心のこもった利用者主体の訪問看護を提供します。

（4）同事業所の職員体制

区分	資格	業務内容	常勤	非常勤
管理者	看護師	管理総括・訪問看護・ 保険会計事務全般	1名	0名
訪問看護師	看護師	訪問看護	5名	0名

（5）営業日、営業時間

営業日	月曜日～金曜日 但し、祝日及び１２月３０日～１月３日を除く
営業時間	午前9時～午後5時
緊急時は、24時間対応可能です。 必要に応じて、緊急時訪問看護を行う体制にあります。 ※緊急時訪問の場合、時間帯により料金が異なります。 ※災害時や事業所内の感染状況等により、訪問が行えなくなる可能性があります。	

3． サービス内容

かかりつけ医の指示書に基づき、次のサービスを提供するものです。

（1） 病状および全身状態の観察
（2） 服薬管理（服薬の援助・副作用の早期発見）
（3） 日常生活に関する支援（食事・睡眠・清潔など）
（4） 対人関係の構築に向けた支援
（5） 家族支援
（6） 福祉サービスや相談窓口などに関する情報提供
（7） 就労支援、日中活動に向けた支援

４．訪問看護利用料金　（健康保険法等に基づく訪問看護利用料金表）

（１）精神科訪問看護基本療養費及び加算

<table>
<tr><td></td><td colspan="2">週３回目まで
３０分以上</td><td colspan="2">週３回目まで
３０分未満</td><td colspan="2">週４回目以降
３０分以上</td><td colspan="2">週４回目まで
３０分未満</td></tr>
<tr><td>精神科訪問看護基本療養費　Ⅰ</td><td colspan="2">5,550円</td><td colspan="2">4,250円</td><td colspan="2">6,550円</td><td colspan="2">5,100円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">神科訪問看護基本療養費 Ⅲ
同一建物に居住する複数の利用者へ同一日にサービスを提供した場合</td><td>２人まで</td><td>5,550円</td><td>２人まで</td><td>4,250円</td><td>２人まで</td><td>6,550円</td><td>２人まで</td><td>5,100円</td></tr>
<tr><td>３人以上</td><td>2,780円</td><td>３人以上</td><td>2,130円</td><td>３人以上</td><td>3,280円</td><td>３人以上</td><td>2,550円</td></tr>
<tr><td>神科訪問看護基本療養費 Ⅳ
（在宅療養に備えた外泊時）</td><td colspan="6">入院中であって、主治医より在宅療養に備えて一時的に外泊を認められた場合に対して、精神科訪問看護指示書および精神科訪問看護計画書に基づきサービスを行った場合に入院中１回に限り算定。</td><td colspan="2">8,500 円</td></tr>
<tr><td>長時間精神科訪問看護加算</td><td colspan="6">１回の訪問看護の時間が９０分を超える場合（１回／週）</td><td colspan="2">5,200 円</td></tr>
<tr><td rowspan="3">複数名精神科訪問看護加算</td><td colspan="4" rowspan="3">厚生労働大臣が定める疾病等の利用者に対して、同時に複数の看護職員とサービスの提供を行う場合</td><td colspan="4">看護師１回／日　4,500円</td></tr>
<tr><td colspan="4">看護師２回／日　9,000円</td></tr>
<tr><td colspan="4">看護師３回／日以上14,500円</td></tr>
<tr><td>精神科緊急訪問看護</td><td colspan="6">１日あたり</td><td colspan="2">2,650 円</td></tr>
<tr><td>夜間・早朝訪問看護加算</td><td colspan="6">夜間（午後６時から午後１０時まで）または早朝（午前６時から午前８時まで）にサービスの提供を行う場合</td><td colspan="2">2,100 円</td></tr>
<tr><td>深夜訪問看護加算</td><td colspan="6">午後１０から午前６時までの間</td><td colspan="2">4,200円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">精神科複数回訪問加算</td><td colspan="6">１日２回</td><td colspan="2">4,500円</td></tr>
<tr><td colspan="6">１日に３回以上</td><td colspan="2">8,000円</td></tr>
</table>

（２）管理療養費

※公費負担医療制度については別途ご相談ください。

管理療養費	月の初日：７，７１０円
	月の２日目以降（1日につき）：３，０１０円
２４時間対応体制加算（月1回）	６，８００円
特別管理加算（月1回）	Ⅰ：５，０００円
	Ⅱ：２，５００円
退院時共同指導加算	８，０００円（退院につき１回）
特別管理指導加算	２，０００円
退院支援指導加算	６，０００円　（退院につき１回）
在宅患者連携指導加算	３，０００円（月１回）
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	２，０００円（月２回まで）
精神科重症患者支援管理連携加算	イ：８，４００円
	ロ：５，８００円
訪問看護情報提供療養費１	１，５００円（月１回）
ベースアップ評価料	１，８３０円（月１回）
訪問看護物価対応料	月の初日：６０円
	月の２日目以降（1日につき）：２０円

（３）その他料金（保険適応外）

項目・内容	金額	
キャンセル料　※訪問時まで連絡がない場合	１回につき	１，０００円
同行支援	１時間まで	２，０００円
	以降３０分毎	１，０００円

※上記（３）その他料金については、１回につき消費税（１０％）が別途加算されます

５．キャンセル料

当日の場合は、実費を請求させて頂くこともあります。

６．料金のお支払い方法

月ごとの清算とし、毎月１０日以降に前月分の請求書をお送りいたします。月末迄のお支払いをお願い致します。不都合などございましたらご相談下さい。

お支払いの方法は、ゆうちょ銀行への振り込みと現金による徴収があります。

７．サービス内容に関する相談・苦情

（１）当事業所の訪問看護に関するご相談・苦情を承ります。

電 話 （０２５）２７８－８８６０

受付時間 月曜日～金曜日 ９時００分～１７時００分まで

担 当 村山 礼子

（２）ご自身で当事業所以外に、相談・苦情等を伝えることもできます。

・かかりつけ病院 相談担当

・南浜病院医療相談室 ０２５－２５５－２１８０

・最寄りの行政機関へ相談

８．秘密保持・個人情報の保護

（１）当事業所の訪問看護師その他の従業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切に取り扱います。

（２）当事業所の訪問看護師その他の従業者は、訪問看護サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

９．事故発生時の対応

利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、家族、利用者に関わる関係機関等に連絡を行うと共に、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事項が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。ただし、当該損害について当ステーションの責任を問えない場合は、この限りではありません。

【損害賠償保険に加入事業者】

保険会社名	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
保険名	訪問看護事業者賠償責任保険
保障の概要	身体・財物損壊など

１０．虐待防止

事業所は、利用者の人権擁護、虐待防止等の為以下の対策を講じます。

（１） 虐待防止責任者を選任しています。

虐待防止責任者	村山　礼子

（２） 虐待防止の為、虐待防止委員会等の体制を整備しています。

（３） 研修等を通じ、従業者の人権意識向上や知識・技術の向上に努めます。

（４） サービス提供中に、医療従事者又は擁護者（家族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報します。

１１．衛生管理

（１） 事業所は、感染およびまん延防止のためのマニュアルを整備しています。

（２） 事業所は、感染症およびまん延防止のための対策を検討する委員会を、定期的に行い従業者への周知徹底を行っています。

（３） 事業者は、従業者に対し、感染症の予防およびまん延防止のための研修および訓練を定期的に行っています。

１２．ペイシェントハラスメント

（１） ペイシェントハラスメント責任者を選任しています。

ペイシェントハラスメント責任者	村山　礼子

事業所では、すべての利用者に安心してサービスをご利用いただくとともに、職員が安全で働きやすい環境を確保することを大切にしています。

そのため、利用者またはご家族等からの言動のうち、社会通念上相当な範囲を超え、職員の就業環境を害するおそれのある行為については、ペイシ

ャルハラスメントに該当する場合があります。
具体的には、次のような行為が該当することがあります。

（１） 暴力・暴言・大声、その他の威嚇行為
（２） 職員への強要・脅迫行為
（３） 職員へのわいせつ行為、セクシャルハラスメント、プライバシーを侵害する行為
（４） 職員への誹謗中傷する行為、職員への処罰要求する行為
（５） 不当な金品の要求や、対価の支払い拒否、または土下座などの過度な謝罪を強要する行為
（６） 危険物等での、職員の安全を脅かす行為
（７） 長時間にわたる執拗な要望やクレーム、もしくは長時間の電話を行い、業務を妨げる行為。なお、悪質と判断された場合には警察に通報することや訪問看護の中断を含めた厳正な対応を検討させて頂く場合があります。

１３．緊急時の対応方法

訪問看護のサービス提供中に、利用者に状態の急変が生じた場合やその他必要な場合、速やかに主治医や救急隊等への連絡を行うとともに、利用者があらかじめ指定する連絡先（緊急連絡先等）にも連絡します。